

第3 違反処理規程の作成例

違反処理を実施するにあたっては、違反処理に関する基本的な事項を定めた違反処理規程を整備する必要がある。このため、違反処理規程の内容として一般的に必要な事項及びその規定の例を示すものとする。

なお、違反処理の主体については、署長として例示してあるが、これらを含め各消防本部における違反処理規程の整備にあたっては、当該消防本部の実態に即したものとするように、十分な検討を行う必要がある。

1 違反処理の区分

違反処理の措置区分を定めるものである。

例（違反処理の区分）

第〇条 違反処理は、次に掲げる区分による。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 認定の取消し
- (4) 告発
- (5) 過料事件の通知
- (6) 代執行
- (7) 略式の代執行（法第3条第2項又は第5条の3第2項の措置）

2 違反処理の基本的留意事項

違反処理は、公権力の行使を伴うものであるため、トラブルのもととなりやすく、適正な処理を行わなければならないことは言うまでもない。こうした点にも鑑み、違反処理を行ううえでの基本的な留意事項を違反処理規程の中に定めておくものである。

例（違反処理上の基本的留意事項）

第〇条 違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 違反処理は、違反の内容又は火災危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正公平に行うものであること。
- (2) 違反処理事務を行うにあたっては、関係者に対し誠実かつ沈着、冷静に対処するものであること。

- (3) 違反処理を行った事案については適時、追跡確認を行い、その是正促進に努めること。

3 違反処理基準

違反処理は違反処理基準の順序に従って行うことを定めるものである。違反処理基準は警告、命令、認定の取消しへの移行及び履行期限等の判断の基準を示したものである。なお、合理的な理由から基準によりがたい場合には基準に定めた措置順序によらないことができることも明らかにしておくのが適当である。

例（違反処理基準）

- 第〇条 違反処理は、違反処理基準に定めるところにより処理しなければならない。
- 2 違反の事実が明白で、かつ、火災予防上、人命安全上猶予できないと認める場合若しくは特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

4 違反の調査

違反処理を行うためには、まず、違反処理の対象となる違反事実の把握を行わなければならない。正確な調査を行い、必要な資料等を収集するために、その手続を定めておくものである。

例（違反の調査等）

- 第〇条 消防職員（以下「職員」という。）は、職務の執行に際し違反事実を発見し、又は聞知した場合は、速やかに署長に報告しなければならない。
 - 2 前項の報告を受けた署長は、職員に命じて速やかに違反の事実の調査にあたらせるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。
 - 3 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を違反調査報告書（第〇号様式）により署長に報告しなければならない。
- 第〇条 職員は、違反の調査に際し関係のある者に対して質問を行った場合は、質問調書（第〇号様式）を作成しておかなければならない。

5 警 告

警告の主体及び方法を定めておくものである。

例（警 告）

第〇条 署長は調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当した場合には、命令等の前段階として警告書（第〇号様式）を交付するものとする。

2 署長は緊急に措置する必要があると認める場合で前項の警告書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。この場合、事後速やかに警告書を発行するものとする。

6 事前手続

聴聞・弁明の機会の付与が必要な命令等について定めておくものである。

例（事前手続）

第〇条 この規程において、聴聞が必要な不利益処分とは別表第〇に掲げるものをいう。

2 この規程において、弁明が必要な不利益処分とは別表第〇に掲げるものをいう。

7 命 令

命令並びに公示の主体及び方法を定めておくものである。

例（命 令）

第〇条 署長は調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合には、命令書（第〇号様式）を交付し命令を行うものとする。

2 署長は緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

3 法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において、違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当する違反を発見した

消防吏員が命令書（第○号様式）を交付し命令を行うものとする。

- 4 消防吏員が緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発行するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

例（公 示）

第○条 署長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識（第○号様式）の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。

- 2 前項の公示は、命令を行った場合には、速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。

8 認定の取消し

法第8条の2の3第6項の規定による認定及び法第36条第1項において準用する第8条の2の3第6項の規定による認定の取消しの主体及び方法を定めておくものである。認定の取消権者は認定した者と原則同一の者であること。

例（認定の取消し）

第○条 署長は、法第8条の2の3第6項の規定による認定の取消しを行う場合は、認定取消書（第○号様式）を交付することにより行うものとする。

9 告 発

告発の主体及び手続を定めておくものである。

例（告 発）

第○条 署長は、次の各号のいずれかに該当するもので、罰則をもって対応すべきと認める場合に告発を行うものとする。

- (1) 違反内容が重大なとき

(2) 違反に起因する火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき

(3) 告発をもって措置すべき情状が認められるとき

例（手続）

第〇条 告発は、違反の生じた場所を管轄する捜査機関の司法警察員又は検察官に対して行うものとする。

2 告発を行うときは、告発書（第〇号様式）に次の各号に掲げるもののうち、違反に関する必要な資料を添付するものとする。

(1) 立入検査結果の通知書（写）

(2) 警告書、命令書（写）

(3) 図面、写真

(4) その他違反事実及び情状の認定に必要な資料

例（事前報告）

第〇条 署長は告発する場合は、必要に応じて事前に消防長に報告するものとする。

10 過料事件の通知

過料事件の通知の主体及び手続を定めておくものである。

例（過料事件の通知）

第〇条 署長は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときに行うものとする。

例（手続）

第〇条 過料事件の通知は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

2 過料事件の通知を行うときは、過料事件通知書（第〇号様式）に次の資料を添付して行うものとする。

(1) 特例認定防火対象物の管理権原者であったことを証する資料

(2) 特例認定防火対象物の管理権原者に変更があったことを証する資料

(3) 過料に処せられるべき者の住所地を証する資料

- (4) 違反時点において特例認定防火対象物であったことを証する資料

例（事前報告）

第〇条 署長は過料事件の通知を行う場合は、必要に応じて事前に消防長に報告するものとする。

11 代 執 行

代執行すべき事案及びその手続等について定めるものである。

例（代執行）

第〇条 署長は、第〇条の規定による命令又は第〇条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めたときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより代執行を行う。

2 前項の代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は次の各号のとおりとする。

- (1) 戒告書（第〇号様式）
- (2) 代執行令書（第〇号様式）
- (3) 代執行費用納付命令書（第〇号様式）
- (4) 代執行執行責任者証（第〇号様式）

例（証票の携帯）

第〇条 署長その他の消防吏員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第 2 項第 4 号の証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

12 略式の代執行

法第 3 条第 2 項又は法第 5 条の 3 第 2 項の規定に基づく、行政庁が義務を命ずるべき者を確知しえない場合の代執行（略式の代執行）の主体及び手続を定めるものである。

例（略式の代執行）

第〇条 署長は、法第 3 条第 1 項又は法第 5 条の 3 第 1 項の命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができない場合には、法第 3 条第 2 項又は法第 5 条の 3 第 2 項の規定に基づき、当該消防職員に第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる措置をとらせるものとする。

13 警告書等の送達

警告書、命令書、戒告書、代執行令書等の交付手続を定めておくものである。

例（警告書等の交付手続）

- 第〇条 この規程に定める警告書、命令書、認定の取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を発行するときは、原則として、当該関係者に直接交付し、受領書（第〇号様式）に署名押印を求めるものとする。
- 2 前項の警告書等の受領を拒否した場合は、その他必要あるときは、配達証明、内容証明の取扱い等により郵送するものとする。

14 関係機関との連携

違反処理を効率的に行うためには、関係行政機関との連携に努めるべきである。このような趣旨から違反処理規程の中に関係機関との連携の規定を設けるものである。

例（関係行政機関との連携）

- 第〇条 署長は、立入検査において指摘した他法令の防火に関する規定の違反については、主管行政庁に通知し、是正促進を要請するとともに、十分な連絡を図り、その改善指導に努めるものとする。
- 2 署長は、他法令違反が存する対象物の違反是正措置等を講じる場合には、関係機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、ほかに手段がない場合に、他の関係官公署の事務に支障がないように配慮しつつ、法第 35 条の 10 の規定に基づく照会を行うなど、適切な措置を講じるよう相互の連携に努めるものとする。
- 3 署長は、違反処理につき関係機関より協力を求められたときは、必要に応じ協力するものとする。

15 違反処理経過簿

違反処理の進行管理を適正に行うためにその経過を記録する違反処理台帳等を備えることを規定しておくものである。

例（違反処理結果の確認等）

第〇条 署長は、違反処理を行った場合は、事後の改善指導、履行状況の確認等その経過を違反処理台帳（第〇号様式）に記録しておかなければならない。

16 報告・通知

違反処理を行った場合の内部的な報告、通知の基本的事項を定めておくものである。

例（報告及び通知）

第〇条 署長は、違反処理を行った場合は、次により消防長に報告しなければならない。

(1) 警告、命令（口頭を含む）、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行を行ったときは、違反処理報告書（第〇号様式）により報告するものとする。

(2) 違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書（第〇号様式）により報告するものとする。

2 消防長は、特に必要がある場合には違反処理を行うことができる。次の違反処理を行った場合は、違反処理通知書（第〇号様式）により関係署長に通知する。

(1) 警告、命令、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行を行ったとき

(2) 前号の違反処理が完結したとき